



ベトナムにおける外国直接投資誘致に向けた方向性 と投資手続について

計画投資省 外国投資庁 長官

ド ニャット ホアン

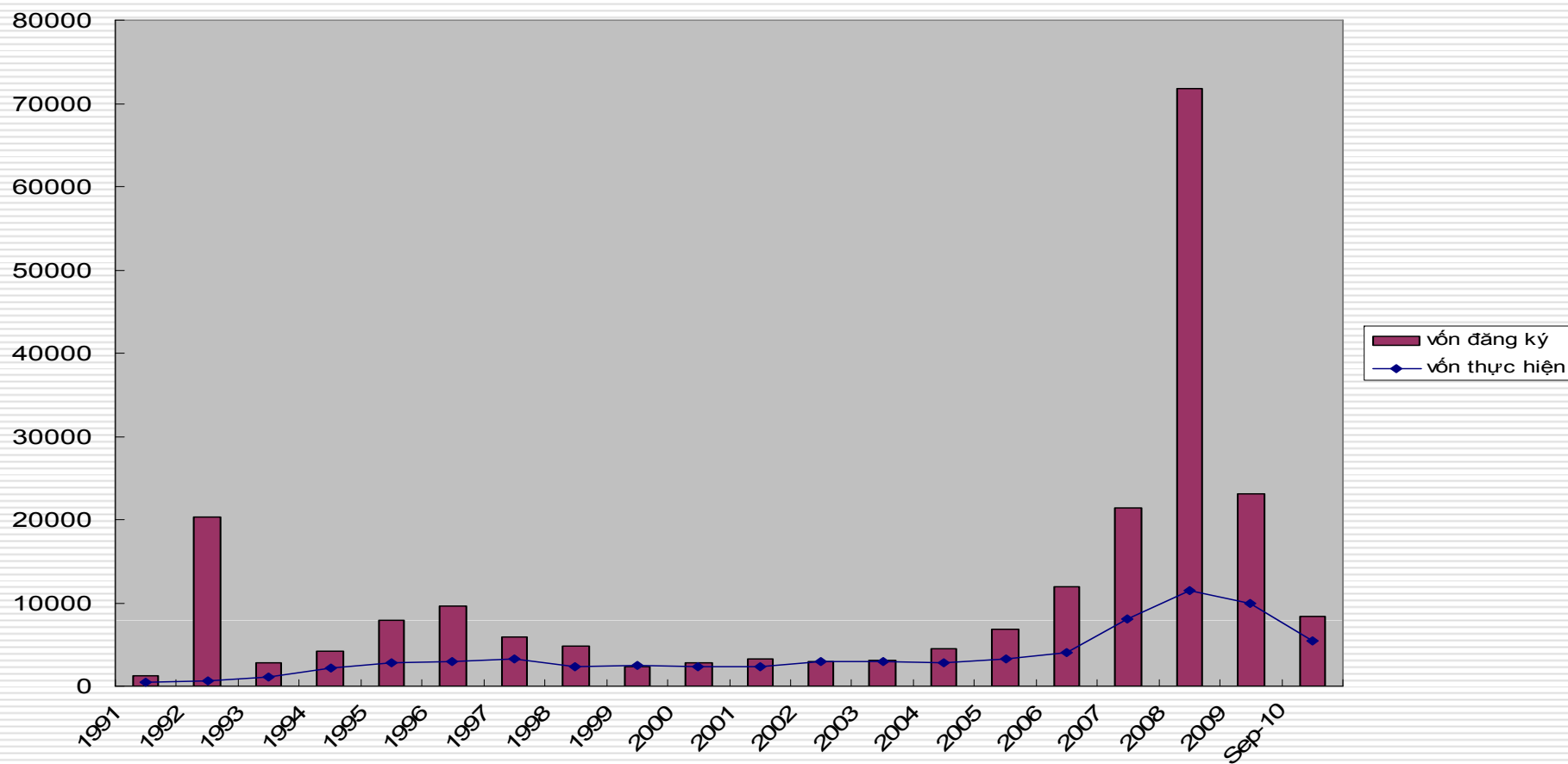
2010年11月9日、東京

内容

- I. ベトナムにおける外国直接投資、日本による対ベトナム直接投資の概観
- II. 投資誘致政策
- III. 手続、投資優遇措置
- IV. 投資誘致に向けた方向性と対策

I. ベトナムにおける外国直接投資の概観

(棒グラフ: 登記資本金、線グラフ: 実施済資本金)

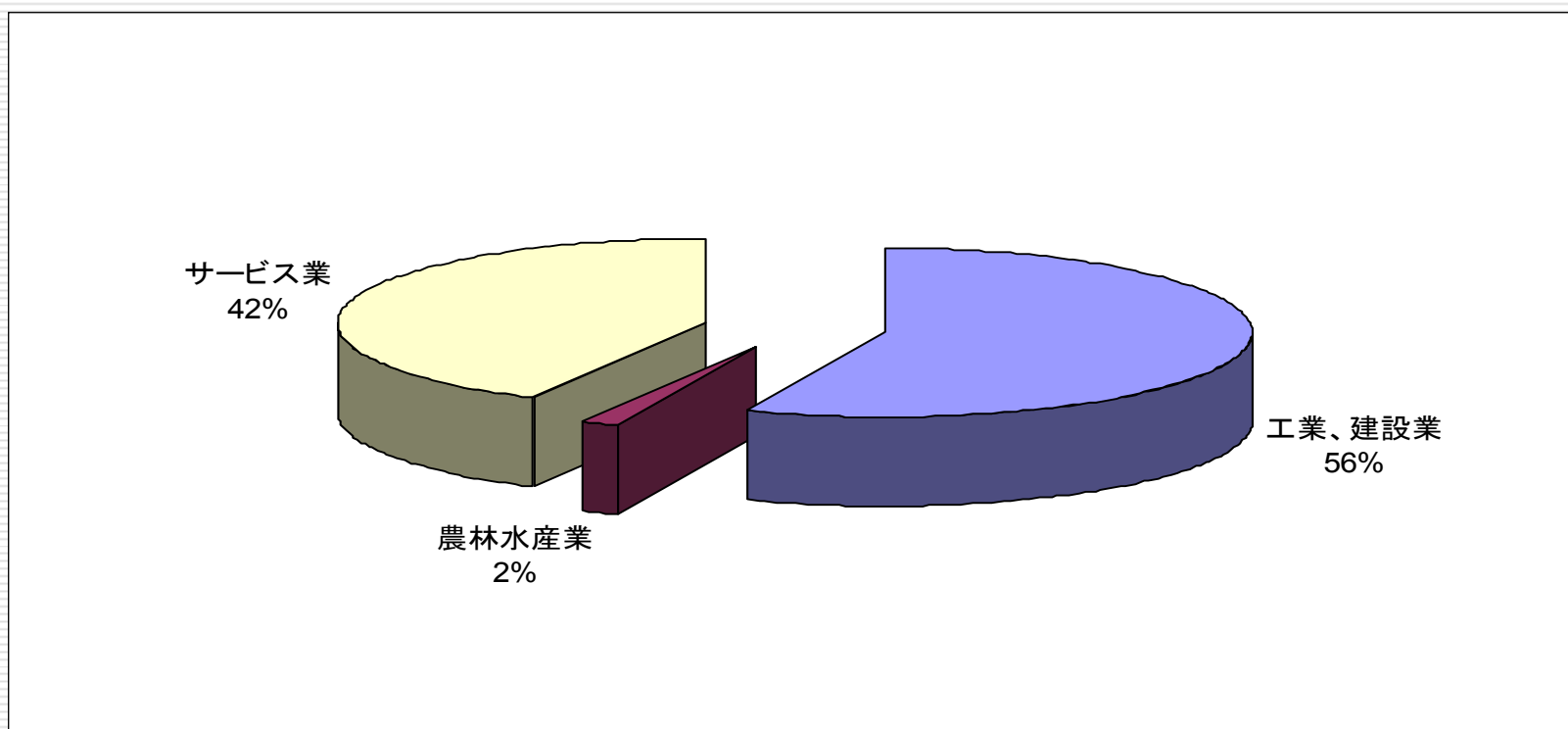


出典: 2010年9月までの計画投資省のデータ

2000年から2010年までの投資誘致、活用の成果

- ❑ 2010年9月までの10年間で全国で9587件の外国投資プロジェクトに対して投資ライセンスが交付された。
- ❑ 新規登記資本金の総額は13兆6580億ドンとなり、1991年から2000年までの段階に比べて3倍の規模となった。
- ❑ 2008年における新規登記資本金額が717億ドルと過去最高を記録した。
- ❑ 2009年における登記資本金額が231億ドルとなった。
- ❑ 2010年、9月までの登記資本金額は121、8億ドルである。減少傾向にあるが、世界的な経済不況の中においては高い数字である。

外国直接投資分野(2010年9月まで)

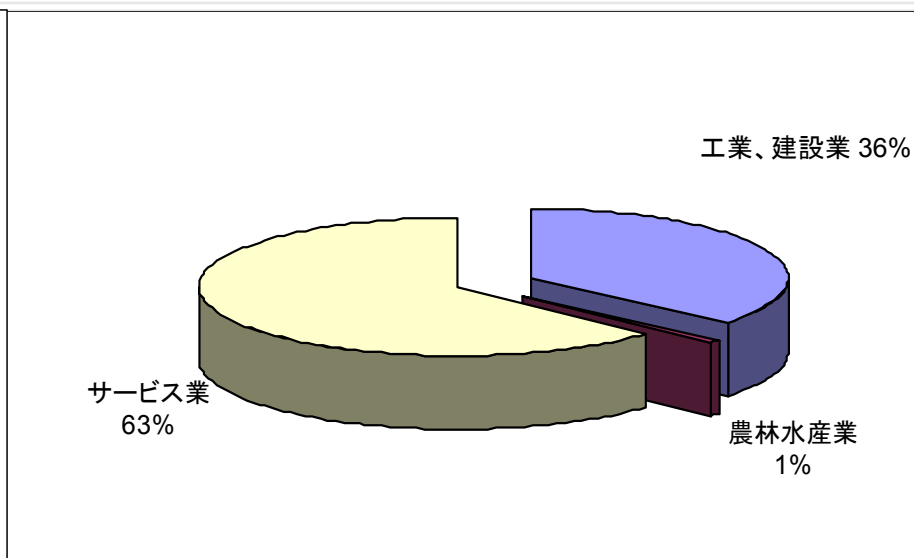
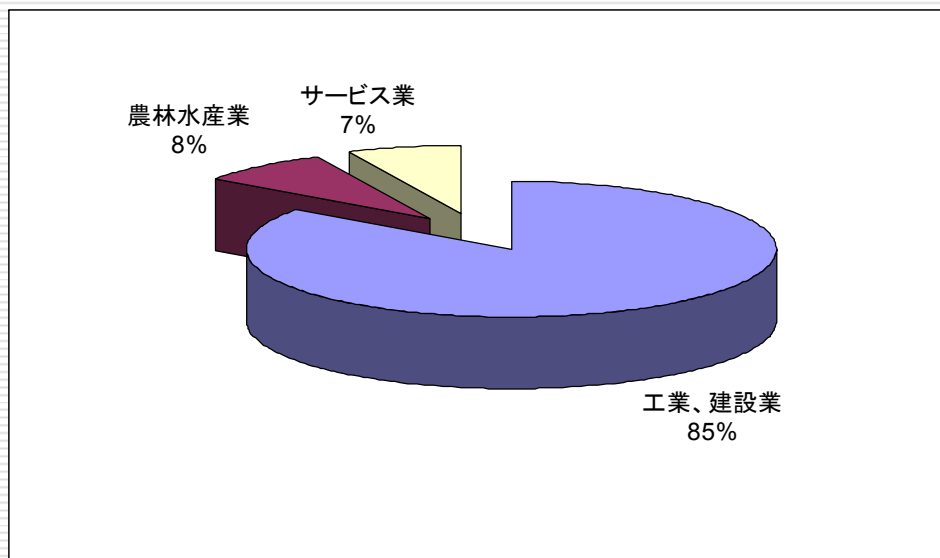


外国直接投資は、製造業、加工業への投資が最も多く7,164案件、登記資本金額は934.4億ドル。続いて、不動産事業への投資で340案件、投資資本金額は431.6億ドル。

外国投資分野別割合の推移

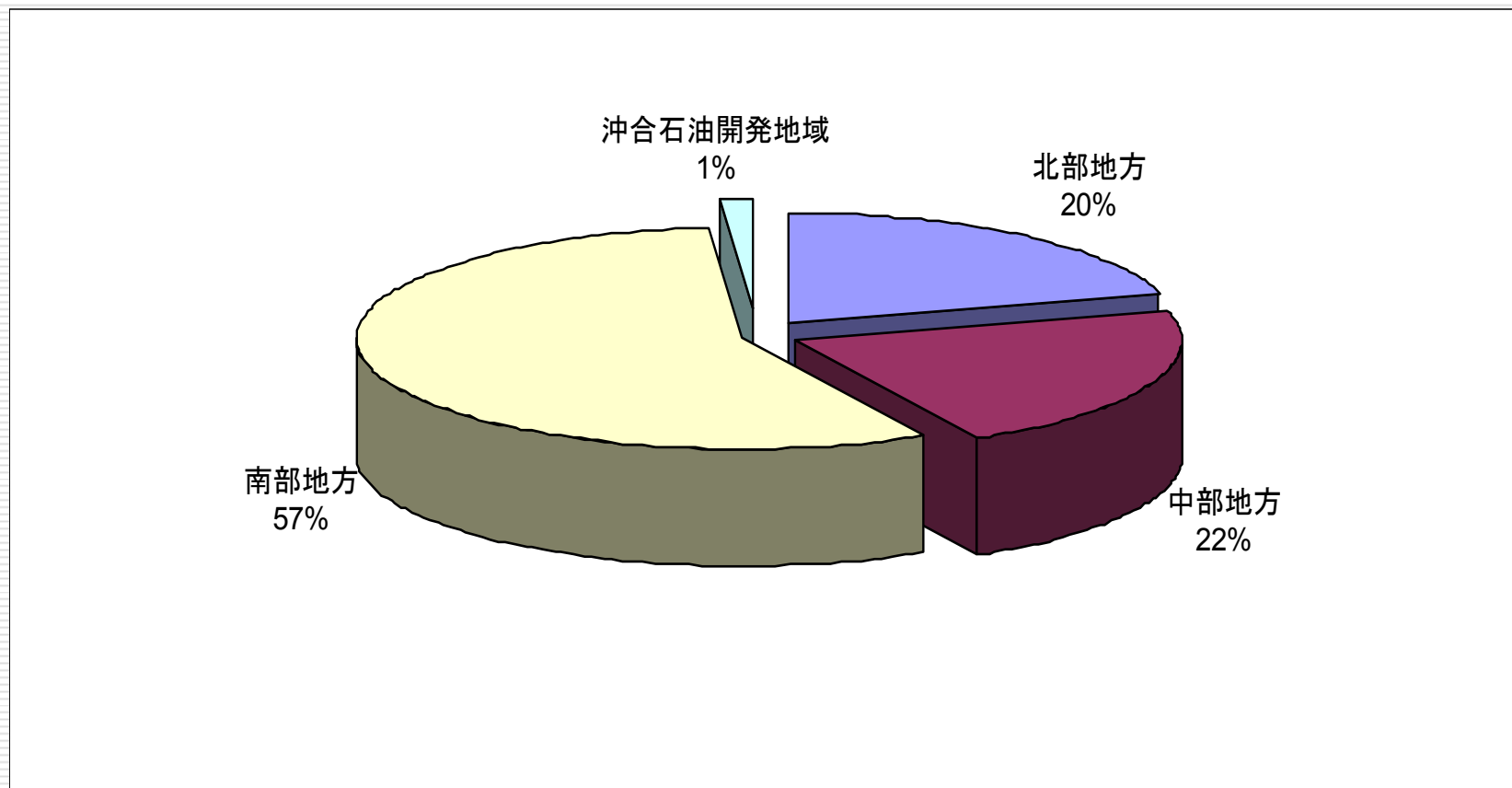
2001年の外国投資分野別割合

2010年における外国投資分野別割合



2001年と2010年を比較すると、サービス業が急激に増えていることが分かる。2001年には全体の7%に過ぎなかったのが、2010年には63%に増えており、生産販売、不動産経営等の分野に集中している。

外国投資対象地域別割合



2000年から2010年までの 外国直接投資

年	新規認可 案件数	新規登記資本金 (百万USD)	増資案件 延べ数	増資資本金 (百万 USD)	新規・増資合計 (百万USD)
2000	391	2,166	174	596	2,762
2001	555	2,633	241	632	3,265
2002	808	1,857	366	1,136	2,993
2003	791	2,037	416	1,135	3,172
2004	811	2,482	497	2,052	4,534
2005	970	4,705	640	2,135	6,840
2006	987	9,096	570	2,906	12,002
2007	1,544	18,718	420	2,629	21,347
2008	1,171	66,500	311	5,226	71,726
2009	1,208	17,236	355	5,871	23,107
2010	720	11406	293	5658	13965

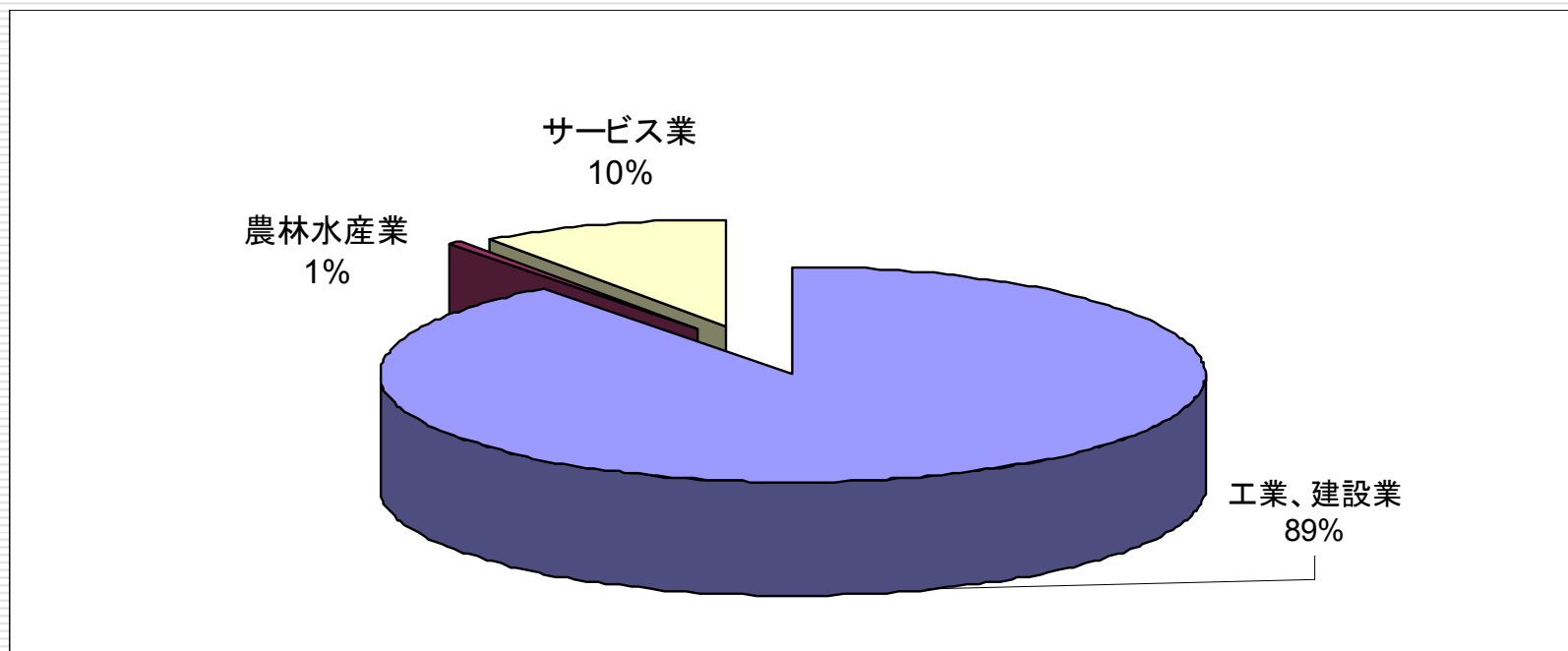
対ベトナム外国直接投資国トップ10

TT	国、地域	案件数	登記資本金額 (USD)
1	韓国	2,616	23,214,195,316
2	中国(台湾)	2,141	22,767,099,063
3	日本	1,260	20,553,471,004
4	マレーシア	366	18,443,896,134
5	シンガポール	851	17,882,566,429
6	アメリカ	550	16,440,972,307
7	英領バージン諸島	476	13,844,364,944
8	香港	602	7,767,715,417
9	ケイマン諸島	48	7,177,782,851
10	タイ	235	5,715,088,801

日越関係

- ❑ 対ベトナム外国直接投資で3位：1258案件、登記資本金204.9億ドル
- ❑ 投資分野：製造業、加工業、情報通信、卸小売、建設業等
- ❑ 外交関係樹立：1973年9月21日
- ❑ 締結済二国間条約：年次円借款協定(1992年以降)、航空協定(1994年5月)、二重課税防止協定(1995年9月)、技術協力協定(1998年10月)、投資奨励保護協定(2004年12月)、経済連携協定VJEPA(2008年12月25日)
- ❑ ベトナムと日本は共にWTOの加盟国である。
- ❑ 日本は対ベトナム最大のODA支援国である。1992年以降160億ドルのODA支援を行っている。

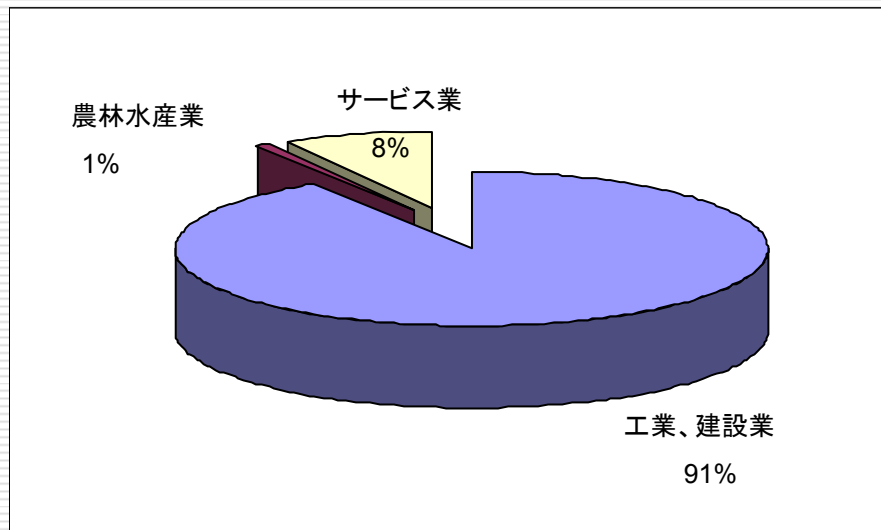
日本の対ベトナム外国直接投資分野 (2010年9月現在)



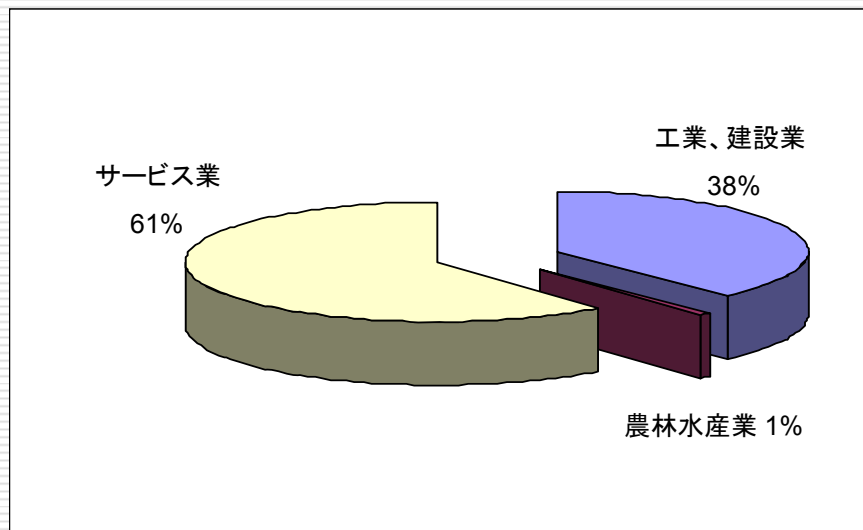
日本の直接投資は、製造業が中心となっている。製造業の案件数は747案件、登記資本金額は180億ドル。2番目は通信分野で159案件、10.2億ドル。

日本による直接投資分野別割合の推移

2001年における直接投資分野別割合



2010年における直接投資分野別割合



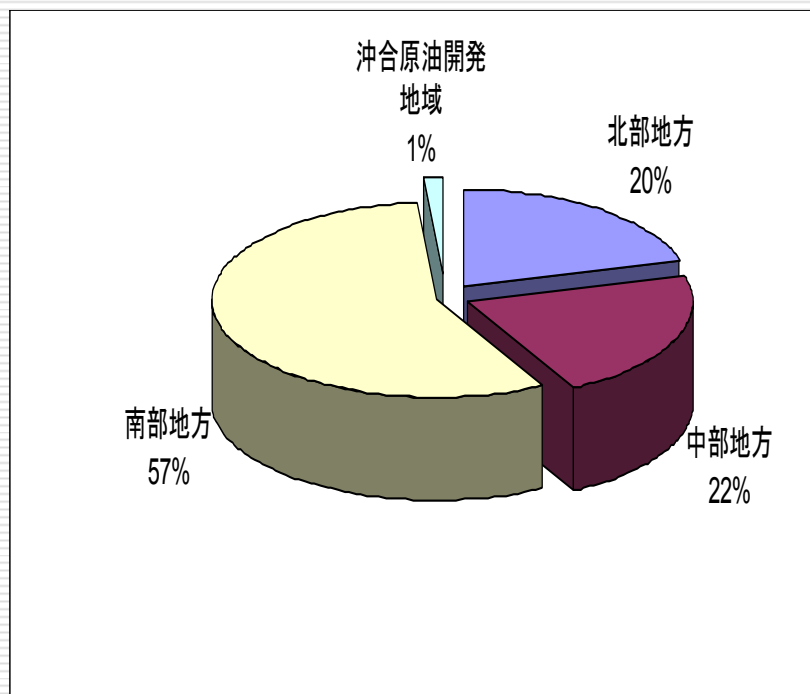
製造分野 => 関心が弱い

建設
流通
小売
その他サービス

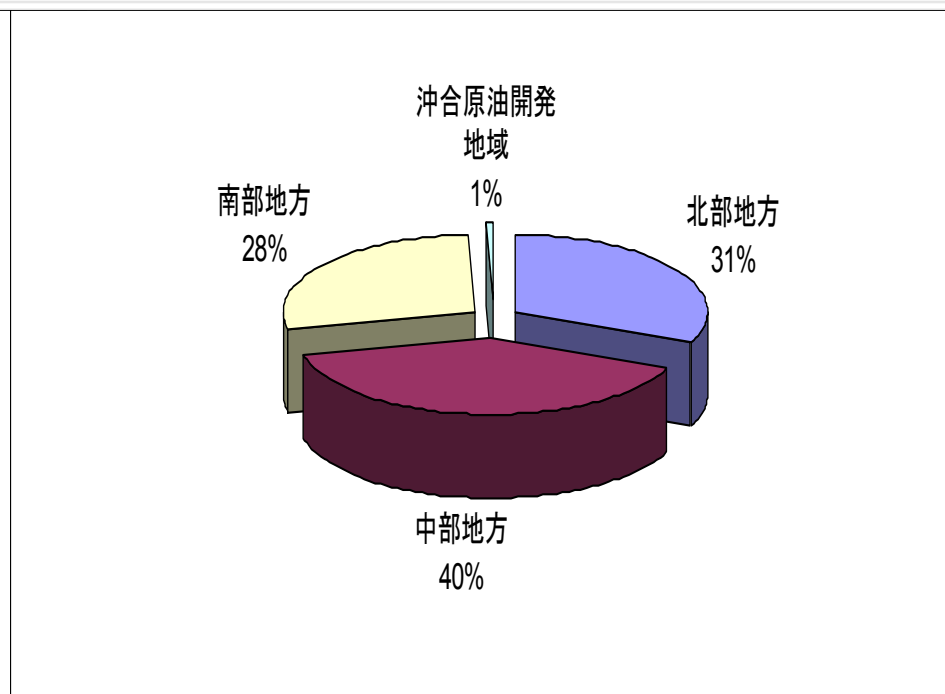
→ 関心が強い

日本による直接投資と外国直接投資全体の比較(2010年9月20日現在)

外国直接投資全体の投資対象地域



日本による直接投資の投資対象地域



II. 投資政策

1. 投資奨励分野
2. 投資奨励地域
3. ベトナムにおける投資コスト比較

投資奨励分野

1. 新素材、新エネルギー、ハイテク製品、バイオテクノロジー製品、製造機械の生産。
2. 農林水産品の養殖・加工、製塩、人工家畜種・種苗の開発、新規家畜種・種苗の開発
3. ハイテク、現代的な技術の活用、環境生態系保全、ハイテク開発・インキュベーション

投資奨励分野(続き)

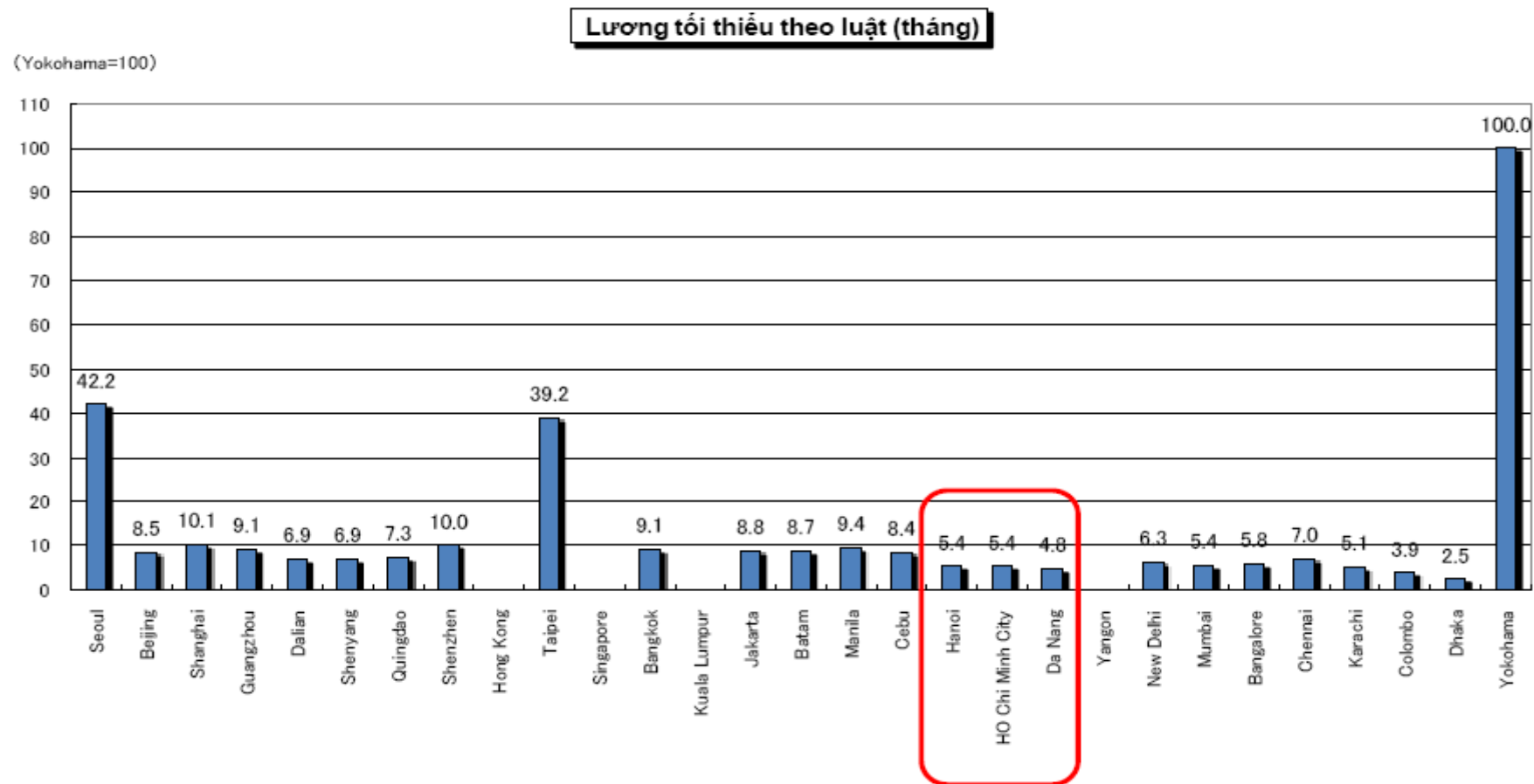
4. 労働集約型
5. インフラ建設・開発、その他重要案件
6. 教育、人材育成、医療、スポーツ事業
7. 情報通信
8. その他の分野（インターネット接続、公共運輸、法律顧問、基礎化学、紙、繊維、皮革）

投資奨励地域

1. 経済社会的な条件が特に困難な地域
2. 経済社会的な条件が困難な地域
3. ハイテクパーク、経済区
4. 工業団地

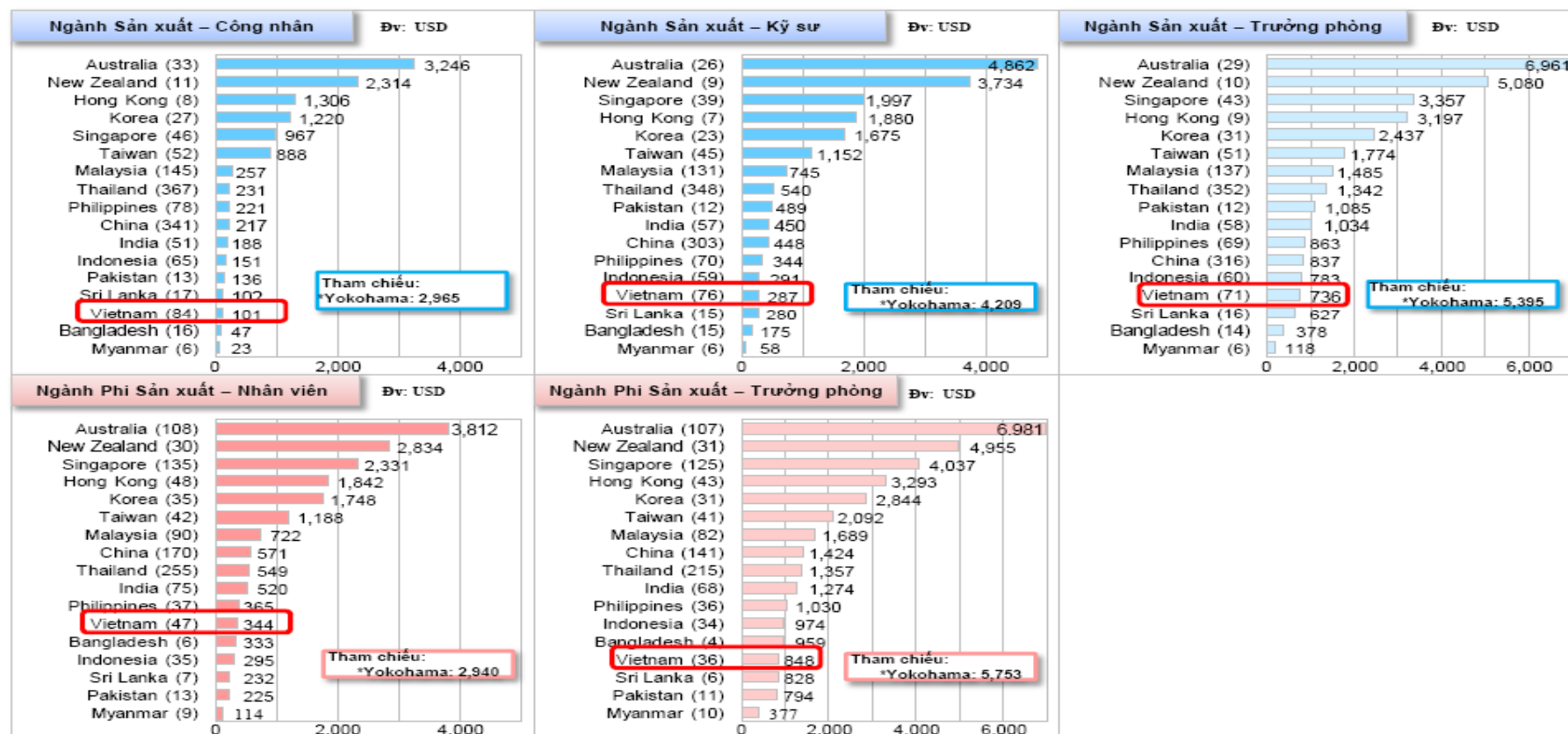
投資コスト比較

★法定最低賃金(月額)



投資コスト比較 (続き)

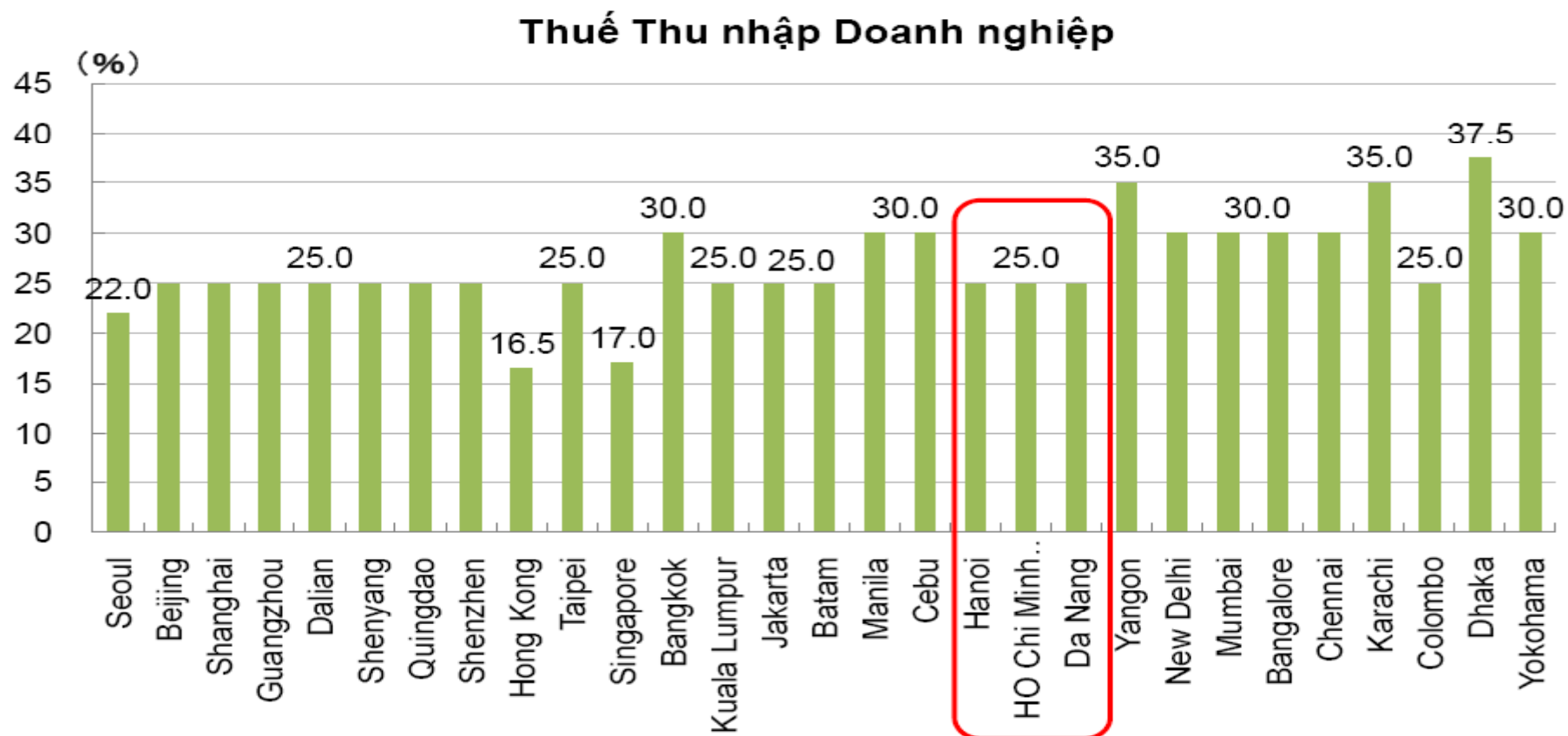
★月額給与



Số liệu tham chiếu là giá trị trung bình của cuộc Điều tra Lương Khu vực Tư nhân 2009 tại Yokohama theo lĩnh vực nghề nghiệp (được thực hiện tháng Tư) được chuyển đổi sang đồng USD.

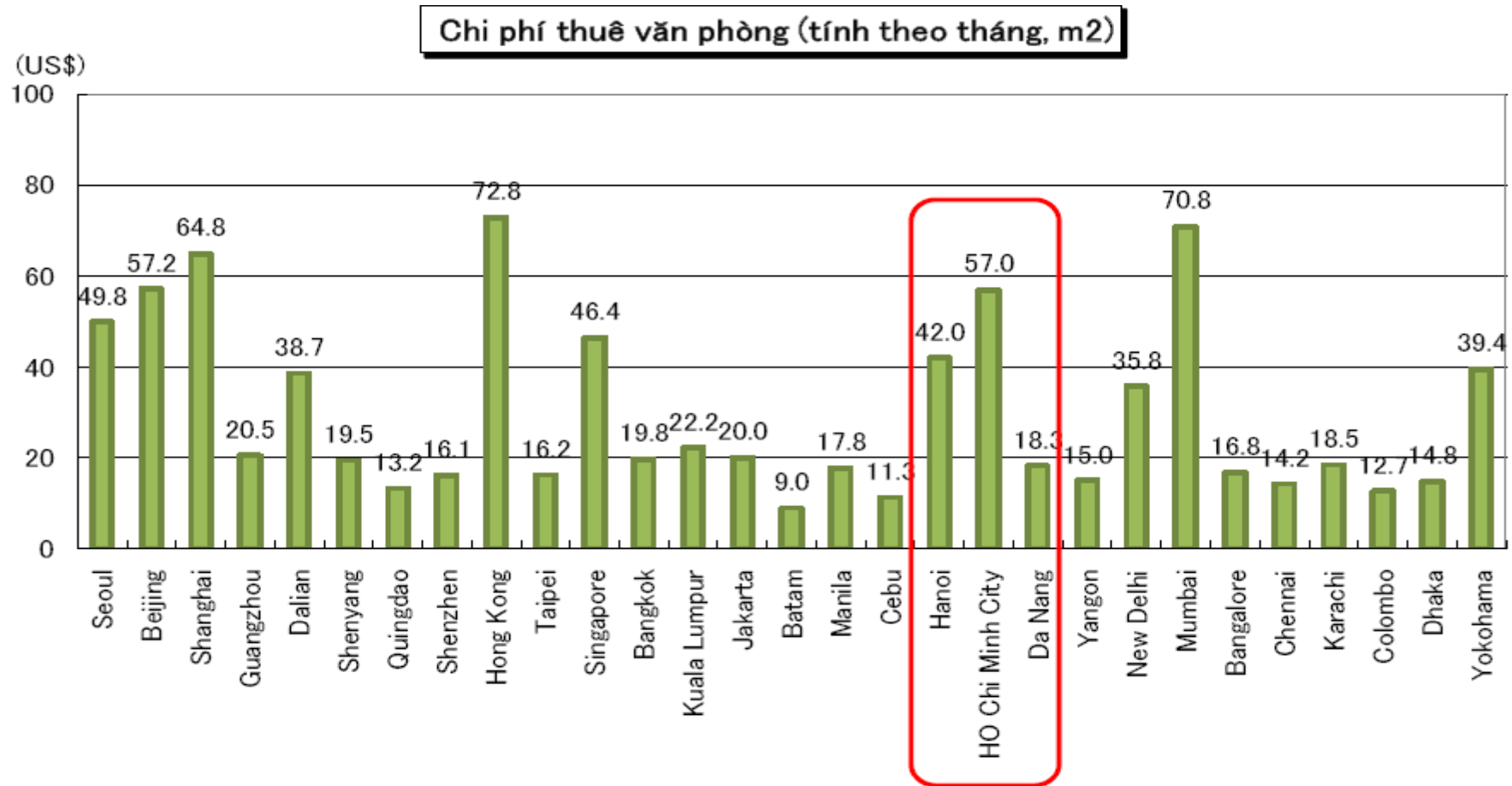
投資コスト比較 (続き)

★法人税率



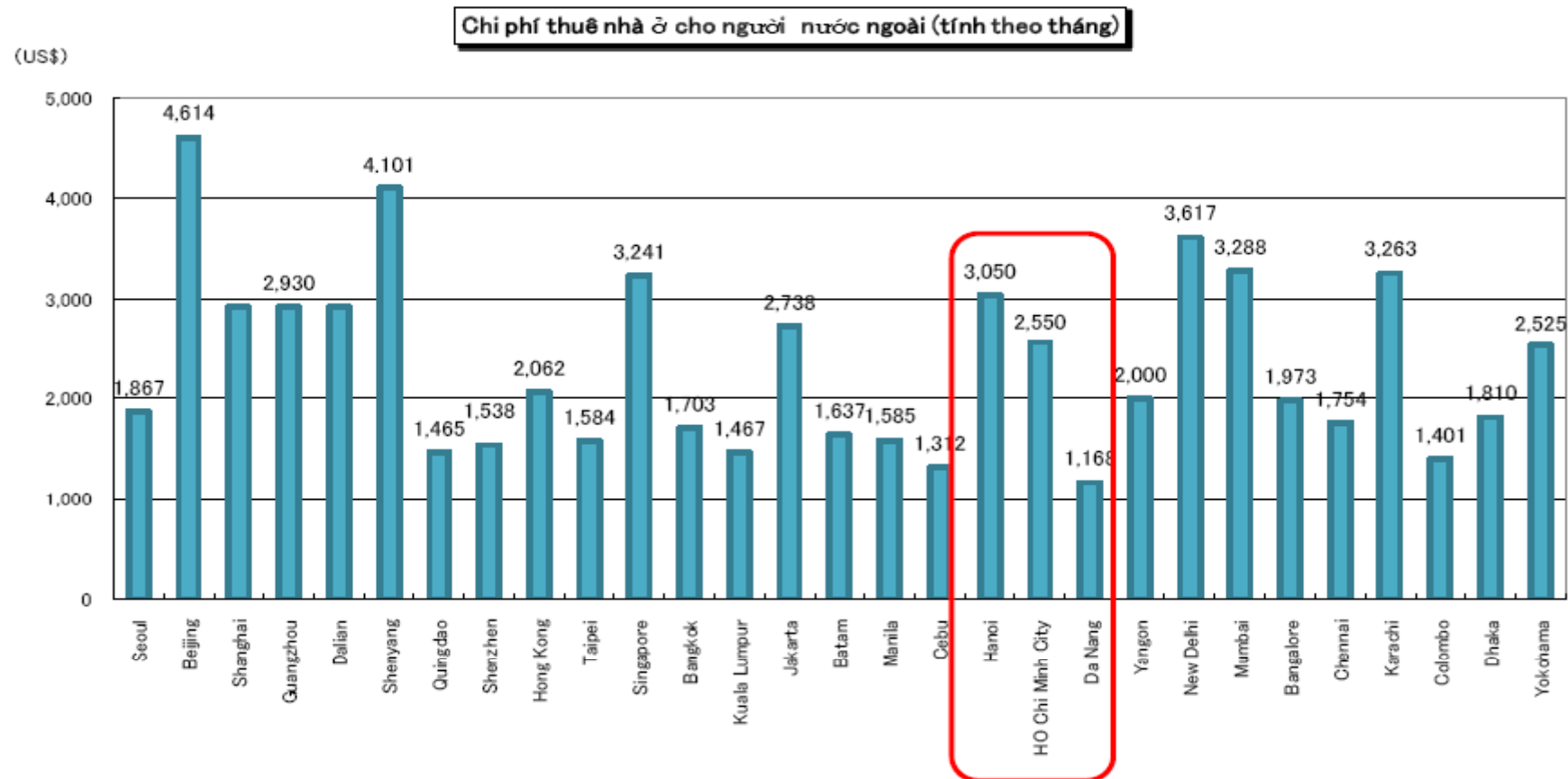
投資コスト比較 (続き)

★オフィス賃料(ドル、m²/月)



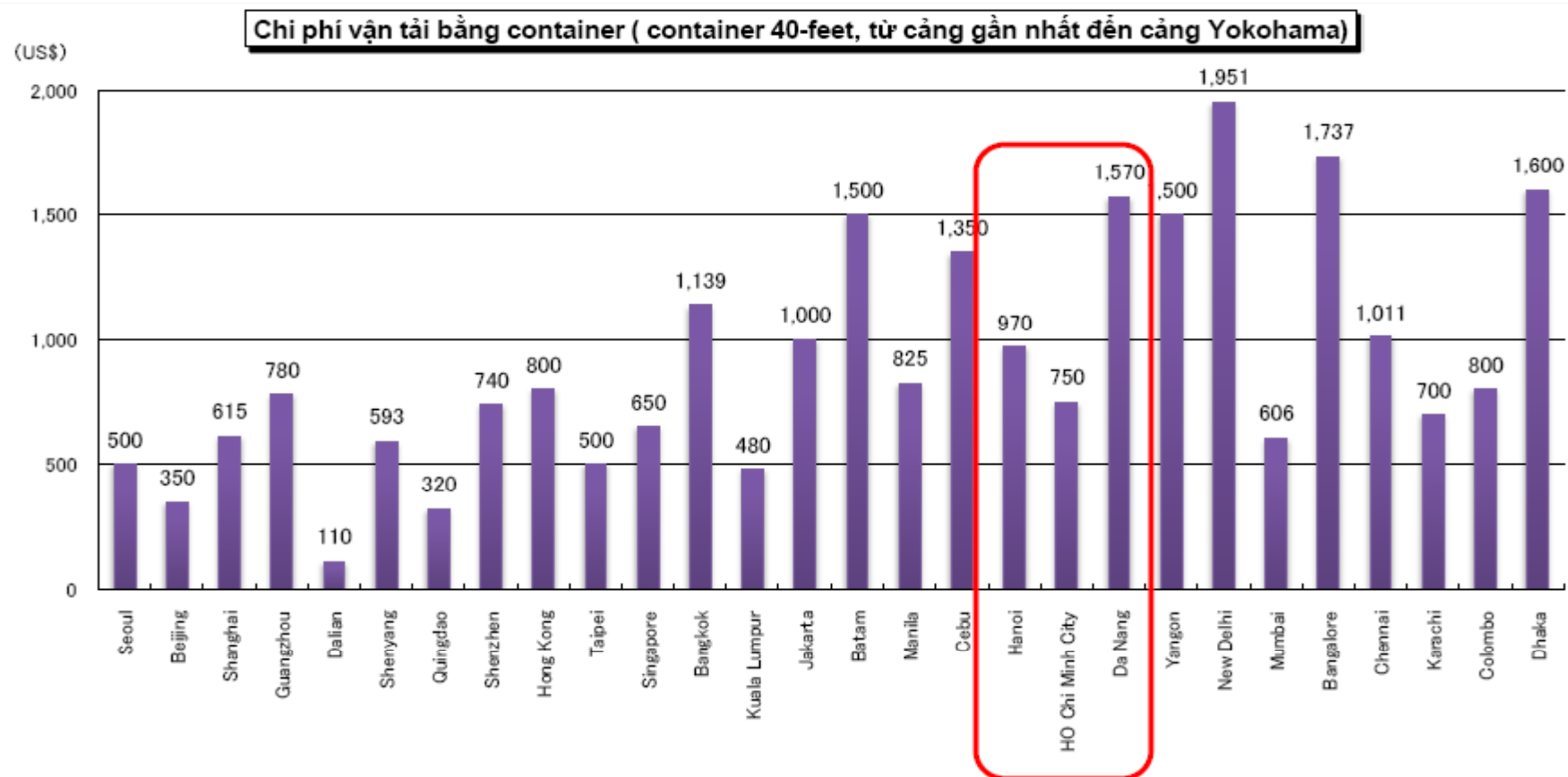
投資コスト比較 (続き)

★外国人向住宅賃料(月額)



投資コスト比較 (続き)

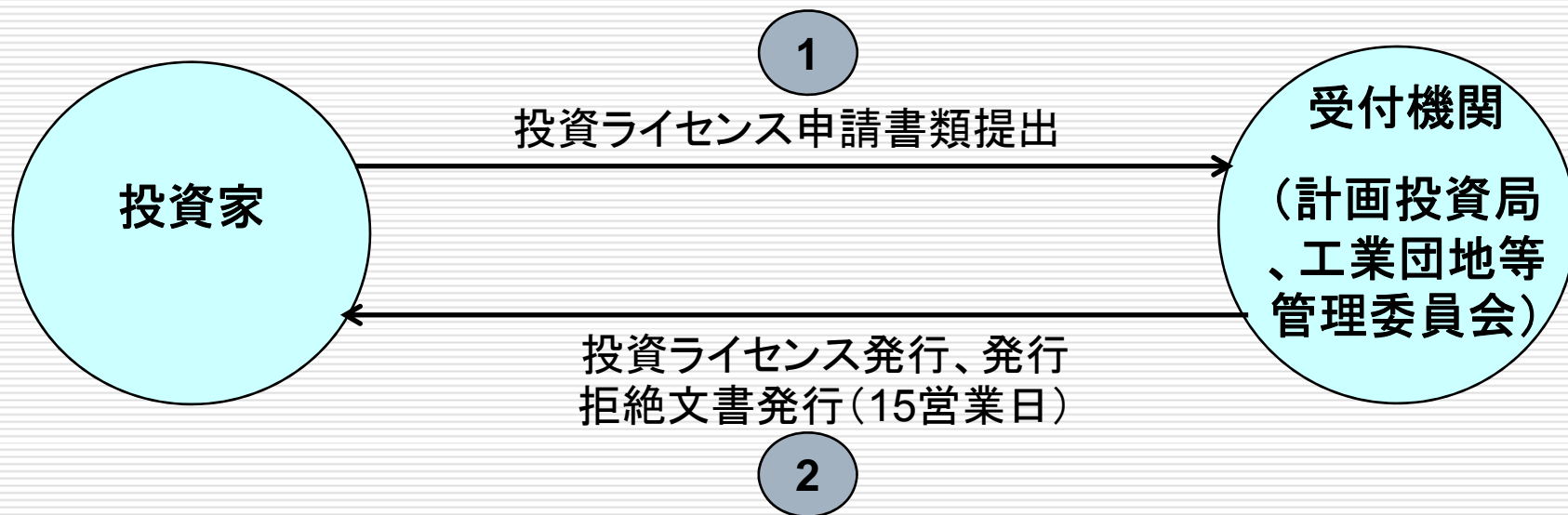
★コンテナ輸送費用(40ft、横浜港まで)



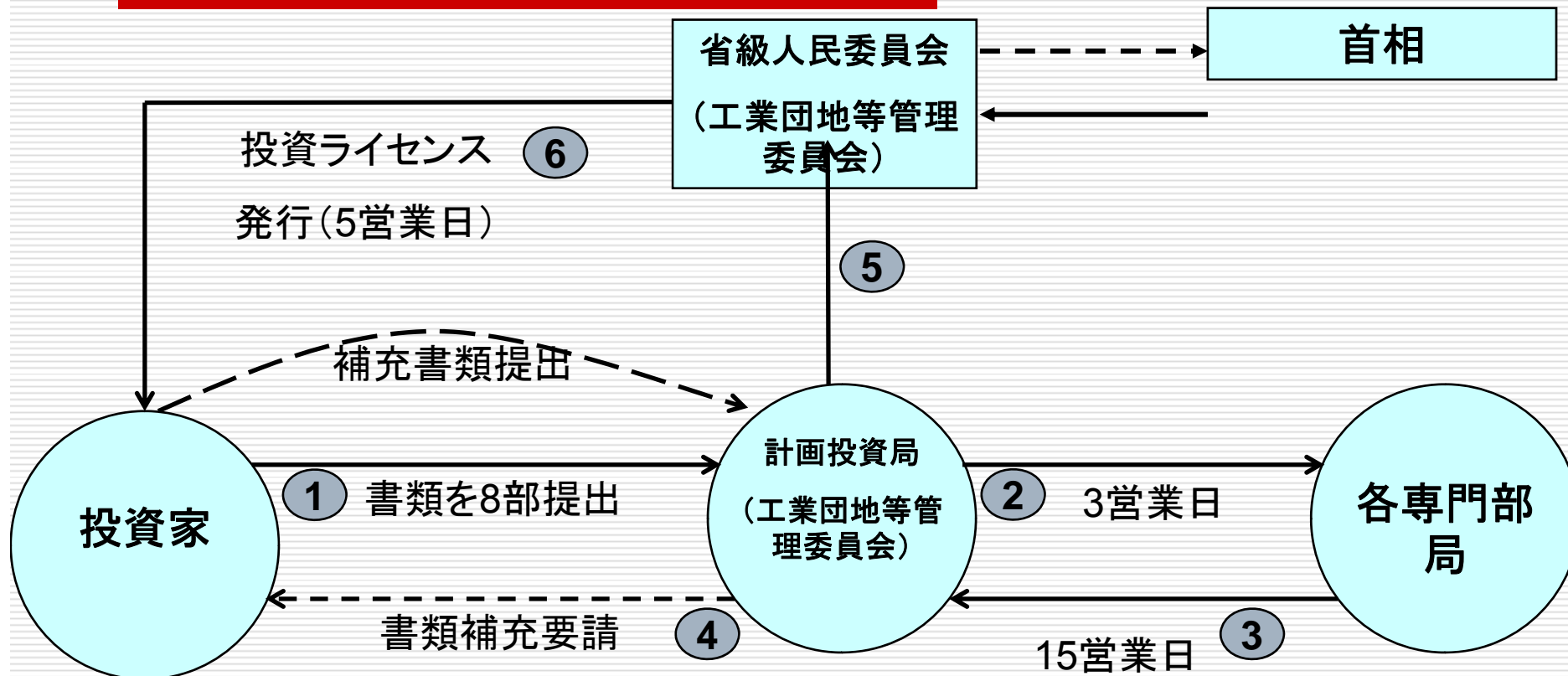
III.投資手続

1. 投資ライセンス登録手続 (15営業日)
 - 資本金3000億ドン以下
 - 条件付投資分野ではないこと
2. 投資ライセンス審査 (45営業日)
 - 資本金3000億ドン以上であり、条件付投資分野ではない場合
 - 資本金3000億ドン以下であり、条件付投資分野である場合
 - 資本金3000億ドン以上であり、条件付投資分野であること
 - 条件付投資分野であること

登録手続プロセス



審査手続プロセス



投資優遇措置

1. 法人税率優遇措置
2. 法人税額減免措置
3. 土地賃料減免措置
4. 輸入関税減免措置
5. その他優遇措置

法人税率優遇措置

1. 二段階の優遇税率:

■ 10%:

- 15 年間 (特に困難な地域、ハイテクパーク等)
- 30 年間 (特別投資誘致分野)
- 全事業期間 (教育、医療、文化)

■ 20%:

- 10 năm (困難な地域)
- 全事業期間(農業、サービス協同組合、人民信用基金)

2. 優遇期間終了後の標準税率は25%

優遇法人税率

税率	期間	ハイテク、 インフラ、 ソフト開発	ハイテク、 インフラ、 ソフト開発 (特別奨励 分野)	教育、 職業訓練、 医療、 文化、 スポーツ	農業、サービ ス共同組合、 人民信用基金	困難な 地域	特に困難な 地域、 経済区、 ハイテクパ ーク
20 %	10年					X	
20 %	全事業 期間				X		
10 %	15年	X					X
10 %	30年		X				
10 %	全事業 期間			X			

法人税額減免措置

免税 (年数)	減額 50%	困難な地域、特に困難な地域における民間活力導入事業	経済区、ハイテクパーク	ハイテク、インフラ、ソフト開発	教育、職業訓練、医療、文化、環境	困難な地域、特に困難な地域以外における民間活力導入事業	困難な地域における事業
4年	9年	X	X	X	X		
4年	5年					X	
2年	4年						X

土地賃料免除措置

減免措置が適用される案件リスト	免除期間
投資奨励分野	3年
社会経済的に困難な地域	7年
社会経済的に特に困難な地域、もしくは社会経済的に困難な地域における投資奨励分野	11年
社会経済的に特に困難な地域における投資奨励分野	15年

輸入関税免除措置

1. 投資奨励案件における固定資産を形成するために輸入される、機械、資材、専用運送手段などの輸入関税
2. 国内で生産できない物資
3. ホテル、オフィス、住宅、スーパーマーケット、ゴルフコース、娯楽施設、病院、教育、文化、金融等政府の指定するリストに基づく設備の初回輸入分
4. 特に奨励される投資分野、社会経済的に特に困難な地域における投資にかかる原料、物資、部品について生産開始時より5年間輸入関税免除

その他の優遇措置

1. 赤字繰越優遇: 5年を超えない範囲で赤字を繰越できる。
2. 原価償却優遇: 投資が奨励される分野や地域における案件、早期の原価償却が予測される案件については、規定の制度より2倍の償却率を適用できる。
3. 投資優遇拡大: 特定の分野、特定の地域における投資の拡大がより求められる場合、政府は国会に対して、より高度な優遇措置を決定するよう提案できる。

投資承認権限

1. 政府首相:

- 空港、航空運輸、港湾、石油・ガス、鉱物開発、ラジオ、テレビ、カジノ、タバコ、大学教育、工業団地、輸出化鉱区、ハイテクパーク、経済区、海上運輸、電波通信ネットワーク、情報通信、インターネット、印刷、新聞、出版、科学研究機関
- 電力事業、鉱物加工、金属加工、鉄道・道路、内水交通インフラ、1兆5000億ドン以上の酒・ビール事業

投資承認権限(続き)

2. 省レベルの人民委員会:

- 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区外での案件
- 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の整備・開発事業案件(工業団地等管理委員会未設置の地方の場合)

3. 工業団地等管理委員会:

- 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区内での案件
- 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の整備・開発事業案件

IV. 投資誘致に向けた方向性

外国投資誘致活動は、以下のような案件を特に対象として行っております。

1. ハイテクパーク;
2. 裾野産業;
3. インフラ整備、人材開発
4. 農産品加工
5. 経済的に困難な地域、農業地域、農村の開発

投資誘致に向けた方向性 (続き)

6. 資源の節約、効率的な活用、省エネルギー
7. 付加価値の高いサービス産業、輸出比重の高い産業
8. 社会保障的意義を有する分野(医療、医薬品・ワクチン等の製造等)、環境保全や安全・公安の保全に貢献する分野

投資誘致に向けた対策

1. **法律、政策**（法制度の再検討の継続的な実施、法整備の計画策定）
2. **投資誘致計画立案**（十分な計画が立案されていない分野について計画を見直す。投資案件のための土地収用を強化する）。
3. **インフラ整備**（2020年までのインフラ整備計画の再検討、調整、承認、公布を行う。ODAやPPP等の財源を活用してインフラの整備を行う）

投資誘致に向けた対策 (続き)

4. **人材開発** (人材開発に関するマスタープランの実施を早める。職業訓練を受けた労働者の割合40%を目指す)
5. **行政管理**(中央と地方の間の連携緊密化、外資系企業に関する行政管理における分権に対する総括、評価)
6. **投資促進** (投資促進活動における専門性の強化)
7. **その他の対策**



外国投資庁に所属する各投資促進センター



Foreign Investment Agency

6B Hoang Dieu Street, Hanoi

Tel: 84.8048461

Fax: 844.37343769

Website: <http://fia.mpi.gov.vn>

Investment Promotion Center – North Vietnam

65 Van Mieu, Hanoi

Tel: 844.38458149 Fax: 844.38437927

Website: <http://ipcn.mpi.gov.vn>

Investment Promotion Center – Central Vietnam

102 Quang Trung, Da Nang

Tel: 84511.33889689 Fax: 84511.33889679

Website: <http://centralinvest.gov.vn>

South Foreign Investment Center

178 Nguyen Dinh Chieu, Ho Chi Minh City.

Tel: 848.39306671 Fax: 848.9305413

Website: <http://sfic.vn>

ご清聴有難うございました!

